



1 習性などを正しく理解し、最後まで責任を持って飼う

飼う前から正しい飼い方などの知識を持ち、飼い始めてからは、動物の種類に応じた適切な飼い方で健康・安全に気を配りましょう。

動物としかせに暮らすために

ペットを飼い続けるために必要な1匹当たりの費用に関して、1年間で犬は約36万円、猫は約18万円という調査結果があります。経済的な面以外にも、ペットが飼える環境に住んでいるか、家族の動物アレルギーは大丈夫か、何かあっても毎日面倒を見られる人がいるかなど、飼い主としてペットが快適で健康に暮らすための責任を果たせるように、家族全員で十分に検討しましょう。

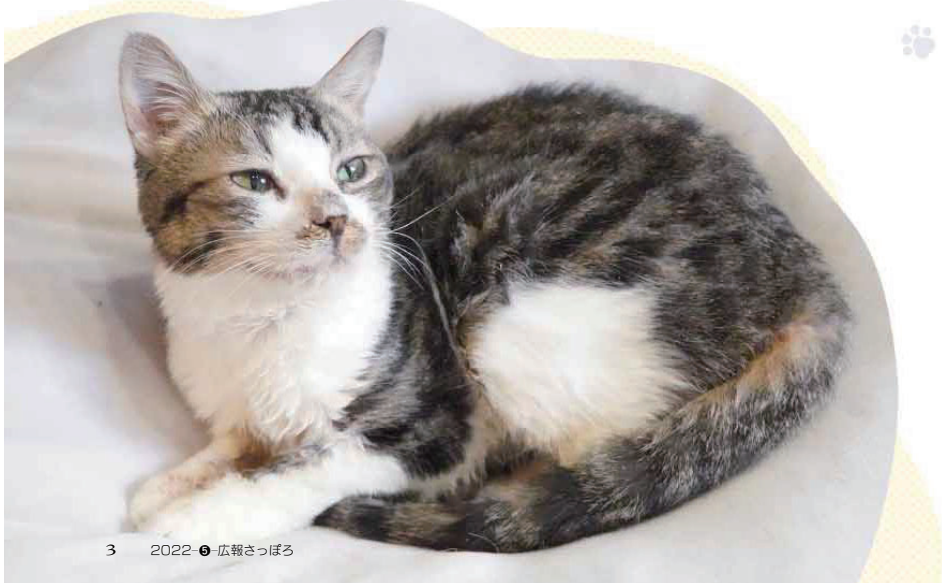
参考：環境省「飼う前も、飼ってからでも考えよう」



動物を手放してしまう事例

- ・飼い主が高齢になり、病気や施設入所などで面倒を見られなくなった
- ・賃貸物件でペット飼育可となっておらず、後日トラブルになった
- ・動物が成長して制御できなくなり、飼い主がけがをした など

犬や猫などの愛護動物を捨てることは犯罪です。やむを得ない事情であっても、動物を逃がしたり置き去りにしたりすることは、その動物の命に関わるだけではなく、近隣の地域や他の生物の生息地にも悪影響を及ぼす恐れがあります。飼い主は動物がその命を終えるまで適切に飼育する「終生飼育」に努めなければなりません。



犬と猫のしかせに

必要な5つのルール

新生活が始まったことや、コロナ禍でうち時間が長くなったことで、犬や猫などのペットを飼うことを検討されている方もいるのではないでしょうか。今回の特集では、ペットを飼う上で、飼い主が守らなければならないルールやマナーを見ていきます。

【詳細】動物管理センター ☎736-6134

犬のしつけのこつ

北海道愛玩動物協会所属/
家庭犬しつけインストラクターの名取さんに聞きました

犬と信頼関係を築く

飼い主がリーダーシップを取り、犬が飼い主を信頼して従う関係を築くことが大切です。上下関係がしっかりしていないと犬が要求ばかりするようになり、ほえる、かみつくなどのトラブルにつながります。

飼い始めのしつけが大切

成犬に対してもしつけはできますが時間がかかるので、子犬の頃からしつけるのが理想です。しつけは飼い始めたその日から始まりますので、飼う前に犬種ごとのしつけ本を読むなど、最低限の知識を身に付けましょう。

アイコンタクトと褒めることで身に付く

犬は目配せすることで人とコミュニケーションが取れる動物です。言葉だけではなく、目を見ながらしつけるようにしましょう。褒めるときは、言葉を掛けてからなでたり食べ物やおもちゃを与えたりすることで、褒め言葉だけでも喜ぶようになり、自然と身に付いていきます。

しつけの基本は「おすわり」から

犬のしつけでまず大切なことは我慢させることです。おすわりができないと、「待て」などの他の基本動作ができませんし、アイコンタクトなどのコミュニケーションもきちんとできません。我慢がストレスにならないように、段階を踏んで訓練しましょう。



災害時に動物を守る

動物のしつけは、避難所での生活や飼い主と離れて暮らすときの備えにもなります。他の人や動物、声や音に慣らしておきましょう。また、緊急時の預け先を決めておくことも大切です。

災害時に必要なもの

- ・ペットと飼い主の情報を記録したもの(右ページの手帳など)
- ・5日分以上の餌・水、食器(必要であれば療法食、薬)
- ・予備の首輪、リード(普段よりも短め、伸びないもの)
- ・トイレ、ブラッシング用品
- ・新聞紙、タオル、毛布、おもちゃ など

ケージに入る練習をしておく

車での移動時や災害時にも安心できる場所になるように、家の中でケージの扉を開けて自由に入出りできるようにしておきます。最初は中に餌を置いて、入るように誘導して慣らしていくのがお勧めです。



よくあるお悩みへの
ワン!ポイントアドバイス



犬が目を見てくれない

おやつを飼い主の目元に持ってきて目が合うようにします。目を合わせられたらおやつをあげ、徐々にあげる頻度を減らしながら、自然と目が合うようにしていきます。

人間の手を甘がみする

手は遊び道具ではないことをしっかり教える必要があります。「NO・ダメ・痛い」とはっきり伝えて手を離します。

トイレがうまくしつけられない

寝起きや食後など、排せつのタイミングを飼い主が見つけ、トイレに誘導して声掛けします。できたときは大げさなくらい褒めてあげて、習慣化させていきましょう。

犬と猫の防災手帳

日頃からできる災害への備えや、被災時の行動などを分かりやすくまとめています。

配布場所 各区保健センター、動物管理センター本所(西区八軒9東5) など

犬と猫の防災手帳 検索

ルール

2 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけたりしないようにする

むやみにほえたり、かみついたりしないためのしつけをしましょう。また、ふん尿や毛などで、近隣の生活環境や公共の場所を汚してはいけません。



外では必ずリードを付ける

2メートル以内のリードを付けて、犬を制御できる人が散歩する

私有地や公共の場所で排せつをさせない

排せつは自宅で済ませるようにする。外で排せつしてしまったらふんは持ち帰り、尿は水を持ち歩いて洗い流す(冬は雪をかける)

鳴き声で迷惑をかけないようにしつける

外に出ているいろいろな音や物・刺激に慣れさせたり、飼い主以外の人と接して地域社会での経験を積ませたりする



家の中で飼う

玄関や網戸の周りに柵を付けるなどし、外に飛び出して交通事故に遭ったり、近隣にふん尿などで迷惑をかけたりしないようにする



ルール 5 むやみに繁殖させない

飼い主が動物にかけられる時間や用意できる場所には限りがあります。飼育しきれない数にならないように、避妊・去勢手術などを受けさせましょう。

※市では、犬と猫を合わせて10匹以上飼育する場合は、条例により届け出が義務付けられています

家に猫を迎えるために必要なこと

～猫の保護活動を行っている「ねこたまご」代表の後藤さんに聞きました

避妊・去勢の効果を正しく理解する

猫は年に2回～4回出産し、1回に4匹～8匹の子どもを産むほど、繁殖力が強いです。1匹で飼っているから関係ない、病気ではないのに手術したくないと考える方もいますが、家猫として迎えるには、野生下とは違う形の幸せな暮らしを提供することも必要です。避妊・去勢は無秩序な出産を防ぐだけでなく、ストレスや病気のリスク、尿を周りにかけるといった発情期に強まる行動を減らすなど、人にとっても猫にとってもメリットが多いことも知ってほしいです。



猫が安心して住み続けられる環境を整える

最後まで責任を持って飼う上で大切なのは、気持ちや覚悟ではなく、万が一のことがあっても飼い続けられる環境を用意することです。

猫と暮らす上で実践してほしいこと

- ・開けて外に出ないように、網戸の周りを柵などで囲む
- ・小物や余計な物を置かない（特に子猫は電気コードをかんで感電したり、小物を誤飲したりする）
- ・ストーブの周りに囲みなどを立てて直接触れられないようにする
- ・猫が好む暗くて狭い隠れられる場所や高さのある空間をつくる など



共に暮らす動物を選ぶ

子猫から育てたい方が多いとは思いますが、例えば共働きの方には、おとなしいかなど既に性格が分かっている成猫を飼うこともお勧めしています。また、保護犬・猫を引き取って育てることは、大きな社会貢献につながります。ぜひ選択肢の一つとして検討してほしいです。

▶後藤さんらが経営する猫カフェでは保護猫の飼い主を募集中



まとめ 動物は責任を持って飼いましょう

動物を家族として迎え入れることは、命の責任を負うということです。最後まで一緒に暮らせるか、そのためにどのようなことをしなければならないか、いま一度考えてみませんか。

ルール 3 病気や感染症の知識を持つ

動物と人の双方に感染する病気の正しい知識を持ち、自分や周囲の人、動物への感染を防ぎましょう。

狂犬病予防注射は接種義務あり

狂犬病に犬が感染した場合や、その犬に人がかまれて発症した場合、犬・人どちらもまひや運動失調などの症状が出て、最終的にはほぼ100%死に至ります。犬や自分自身、周囲の人を守るために、生後91日以上の子犬には、登録と年1回の予防接種が義務付けられているので、毎年4月～6月に動物病院で接種してください。

費用登録3,200円、注射（委託動物病院）2,690円、注射済証交付700円

※本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で接種期間を延長しています



ルール 4 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにする

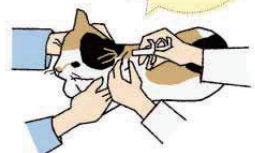
動物の飼い主が分かるように、マイクロチップ、名札などの標識を付けましょう。

6月から販売される犬や猫へのマイクロチップの装着が義務化

ブリーダーやペットショップなどから購入する犬や猫には、マイクロチップの装着が義務付けられます（一部例外あり）。マイクロチップを装着すると、識別番号から飼い主の名前、住所、電話番号などがたどれるため、犬や猫が迷子になったときや災害時に飼い主の元に戻せる可能性が高くなります。飼い主になる際には、マイクロチップに自分の情報を登録しましょう。また、譲り受けたり、拾ったりした犬や猫にマイクロチップを装着する場合にも同様に、飼い主の情報を登録してください。

環境省 マイクロチップ義務化 検索

マイクロチップの
実際の大きさの目安
注射器に似た
器具で皮膚の
下に入れる



ご相談は動物管理センターへ

病気などのやむを得ない事情で飼育を続けられなくなった飼い主による「飼い主さがしノート」を、市ホームページで公開しています。また、保護した犬や猫の新しい飼い主を募集しており、福祉支所で見学できます。

札幌市動物管理センター 検索

	動物管理センター本所	福祉支所
業務内容	迷子やけがをしている犬や猫の保護、動物の飼い方相談 など	保護された犬や猫の返還・譲渡、ペットの火葬 など
所在地	西区八軒9東5	北区篠路町福祉156
受付時間	平日8時45分～17時15分 ※動物の見学・譲渡は支所のみ。平日10時～12時15分、13時～16時30分	
電話番号	736-6134	791-1811



▲福祉支所では、4/18現在30匹の犬と猫が保護されている